

医学的・専門的観点からみた
女子の危険有害業務の就業制限
に関する研究会報告書

昭和 60 年 9 月

医学的・専門的観点からみた女子の危険有害
業務の就業制限に関する研究会構成員名簿

氏 名	現 職
興 貴美子	産業医学総合研究所職業病研究部長
斉 藤 一	労働科学研究所常務理事
高 田 勲	北里大学医学部公衆衛生学教授
塚 田 一 郎	関東通信病院産婦人科部長
野 原 石 松	社団法人日本ボイラ協会副会長
松 本 信 雄	慈恵会医科大学衛生学教授
森 山 豊	日本母性保護医協会会長

(五十音順)

目 次

1	はじめに	1
2	女子一般についての保護	2
	(1) 男女の生理的機能の差異に係る保護のあり方	2
	(2) 受胎能力又は将来の妊娠、分娩、産褥、母乳若しくは胎児に 係る保護のあり方	3
3	妊婦についての保護	3
	(1) 胎児の発育と妊娠中の母体の変化	3
	(2) 妊娠中の保護のあり方	3
4	産婦についての保護	4
	(1) 分娩後の回復過程	4
	(2) 分娩後の保護のあり方	5
5	有害物質のばく露による影響	5
6	結論及び今後の課題	6
	(付表1) 化学物質の規制の必要性について	7
	(付表2) 現行の就業制限業務について	8

1 はじめに

近年における女子労働者数の増加、勤続年数の伸長、就労分野の拡大等の状況をみると、我が国の経済社会において女子労働者の果たす役割は着実に増大してきている。また、国際的な動向としても雇用の分野をはじめとする各種の分野において男女平等の実現が要請されているところである。

このような内外の情勢を考慮し、我が国においても婦人少年問題審議会において雇用における男女の機会の均等と待遇の平等を確保するための諸方策について女子保護規定の見直しも含め審議が行われ、これを踏まえて、昭和60年5月「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律」が成立した。この法律により、労働基準法の女子の危険有害業務の就業制限についても、機会の均等及び待遇の平等を促進するという観点に立って、女子を一律に規制するのではなく、妊産婦等について母性保護の見地から一定の業務について就業を制限することとされたところである。このため、本研究会では女子労働者の危険有害業務に係る保護について母性保護の見地から医学的・専門的側面からの検討を行うこととした。

現在、女子の危険有害業務の就業制限は、労働基準法第63条及びこれに基づく女子年少者労働基準規則（以下「女年則」という。）第7条、第9条において規定され、運転中の機械又は動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査又は修繕の業務、動力によるクレーンの運転の業務等の就業が制限されている。

雇用における男女の機会の均等と待遇の平等を図るためには、就業条件について性に基づく差を設けないことを基本とすべきであるが、受胎能力及び母体の保護、胎児及び乳児の健全な発育の確保等のため医学的・専門的にみて女子を特別に保護する必要性があると認められるものについては母性保護等の見地から適当な措置を検討すべきものと考えられる。

このため、本研究会では女子労働者の危険有害業務に係る保護について、次の点を検討することが適当であると考えた。

- ① 男女の生理的機能の差異に係る保護のあり方
- ② 女子について受胎能力又は将来の妊娠、分娩、産褥、母乳若しくは胎児に係る保護のあり方
- ③ 妊婦についてその妊娠、分娩、産褥、母乳又は胎児に係る保護のあり方

④ 分娩後一定期間内の女子についてその産褥又は母乳に係る保護のあり方

本報告書は、これらの点について、現在までに文献等によって明らかとなっている知見に基づき、医学的・専門的見地から検討を加えた結果を、一応の結論としてとりまとめたものである。

なお、危険有害業務のうち化学物質のばく露による女子労働者の妊娠等への影響については、他の業務とは別に1章を設けてとりまとめることとした。

2 女子一般についての保護

労働基準法で女子の就業が禁止されている危険有害業務については、同法が制定された際、当時の作業内容、作業環境等を背景に危険性・有害性が検討され、女子が男子に比べ平均的に体格等が劣ること等を理由として法規制が行われたものと思われるが、女子が男子に比べ職業能力や技能が劣るという考え方に基づいて就業制限が行われた面もあると考えられる。

危険有害な業務については、本来男女を問わず安全及び衛生が確保されるべきであり、今日では安全衛生基準、免許、技能講習、検査・検定制度等労働者の危険又は健康障害を防止するための種々の措置が労働安全衛生法令に定められている。また、労働基準法制定後の技術の進歩に伴い、作業内容、作業環境等が変化し、事業場における安全衛生管理水準も向上し、女子の体格・職業能力の向上等もみられるところである。これらのことを勘案すると、女年則に定められた「危険有害業務」のうち今日においては医学的・専門的には就業を禁止する必要性の認められなくなったものも少なくない。

しかしながら、妊娠中又は分娩後一定期間内の女子について、母体、胎児等の保護のための措置が必要なことはもちろんであり、さらに、(イ)男女の生理的機能の差異に基づき労働の場においても女子を特別に保護する必要性のある業務があれば、それについても何らかの措置を講じることが適当であり、(ロ)女子について受胎能力や将来の妊娠等に影響を及ぼす業務があれば、それについても女子を保護する必要がある。

(1) 男女の生理的機能の差異に係る保護のあり方

体格、筋力等の平均値には男女差がみられるが、これらについては個人差がある。したがって、こうした男女間の平均的な体格・筋力等の差をもって直ちに女子の就業制限が必要であると結論づけることは、適当でない。

さらに、月経異常が一部の有害業務により起こるとの報告¹⁾もあるが、月経異常は、主として内分泌系の機能異常によるものであり、現在の作業環境下においては、少なくとも報告¹⁾で月経異常を起こすとされている有害業務に就くことのみにより起こるとは考えにくい。

ところで、日常作業で一定限度以上の重量物運搬が反復継続されると子宮脱垂を起こす可能性があるとの報告¹⁾がある。子宮脱垂は多産による子宮支持組織の緩みの影響が大きい¹⁾が、多産による影響を考慮してもなお重量物運搬の影響がみられるともいわれており²⁾、重量物運搬に係る保護が不要であると現段階でいうことはできない。

(2) 受胎能力又は将来の妊娠、分娩、産褥、母乳若しくは胎児に係る保護のあり方

現在の作業環境下においては女子が女年側に定められた「危険有害業務」に従事することが、受胎能力又は将来の妊娠、分娩、産褥、母乳若しくは胎児に影響があるとは後述の重量物運搬の場合を除き考えられない。

なお、女年側以外の業務に関し受胎能力の低下をもたらす可能性のある因子として女子に対する影響が確かめられているものに電離放射線があるが、これについては国際的に安全とされているレベルの規制が我が国においてもなされている。

ところで、(1)でも述べた重量物運搬については子宮脱垂により、受胎能力又は将来の妊娠・分娩に影響があるとも考えられ、重量物運搬に係る保護が不要であると現段階でいうことはできない。

3 妊婦についての保護

(1) 胎児の発育と妊娠中の母体の変化

胎児は、受精後11週（妊娠満13週）頃までに器官形成がほぼ終わり、妊娠中期以後かなり急速に発育を遂げて、妊娠末期には体重3 kg前後に達する。

一方、胎児の発育に伴い、母体には、妊娠初期においてつわり（食欲不振、吐き気、嗜好の変化等）があらわれることが多く、妊娠中期以降においては体重の増加、体型・姿勢の変化及び血液量の増加とそれに伴う心臓の仕事量の増大がみられる。また、妊娠全期を通じて、新陳代謝の活発化、自律神経系の変調と精神的な不安定等がみられる。

(2) 妊娠中の保護のあり方

妊娠中は、前述のような種々の変化がみられるので、一般に労働の質及び量については配慮することが望ましいが、母体又は胎児に影響を及ぼすおそれがあるような危険有害業務については一層慎重に取り扱われなければならない。

特に、流・早産の防止のため、妊娠中は著しく腹内圧を高める作業、腹部に強い圧迫を与える作業、身体に著しい振動を与える作業、身体のバランスを失いやすい場所における作業等は避けることが望ましい。

また、著しく暑熱な場所、著しく寒冷な場所及び異常気圧下での作業は、妊婦の代謝や循環系への影響が考えられ、ひいては胎児への悪影響も否定できないので妊婦の就業は好ましくないであろうと思われる。

なお、長時間の立作業、一定の速度をもってする流れ作業又は著しい騒音にさらされる作業が妊娠中の健康あるいは胎児の発育に悪影響を及ぼすことが考えられるとする報告がある¹⁾。長時間の立作業については、作業姿勢と妊娠・分娩・胎児の異常との関係は不明であるとの報告もあり²⁾、その関係は明確でない。また、一定の速度をもってする流れ作業や著しい騒音にさらされる作業については十分な資料がないので、今後の医学的知見の集積を待つことが適当である。

ところで、現在の医学水準で妊娠の事実の有無を医学的に明らかにし得る時点は、妊娠満5～6週（受精後3～4週）である。このとき既に胎児の中樞神経系等の器官の形成が始まっており、胎児の器官形成を損なうおそれのある電離放射線その他ばく露により胎児に影響を与えるような有害物質にばく露することはできるだけ避けることが望ましい。したがって、妊娠する可能性があるときは、本人が月経の遅れ等に注意し、できるだけ早く妊娠に気づくようにすることが大切である。

4 産婦についての保護

(1) 分娩後の回復過程

胎児及び胎盤娩出後から、妊娠及び分娩によって生じた子宮及び骨盤底筋の変化がほぼ妊娠前の状態に復帰するまでを産褥期間といい、一般に分娩後6～8週間とされる。これは産褥の始点が、胎盤娩出という明確な指標をもつのに対し、その終点は判然とせず、徐々に非妊状態へ移行する過程に一応の区切りをつけて取り扱っているものである。子宮及び骨盤底筋その他全身状態の回復には個人差があり、一部の変化は生涯を通じて残存するが、分娩後1年でおおむね妊娠前の状態に復帰す

ると考えてよい。

このような分娩後の母体の回復過程や母子保健法の定義を踏まえると、分娩後1年以内の女子を産婦として、その保護のあり方を検討することが適当と考えられる。

(2) 分娩後の保護のあり方

(1)で述べたように、子宮及び骨盤底筋は、分娩後6～8週間を経過すればほぼ非妊時の状態に戻るが、全身的な回復過程はなおも進行していると考えられる。さらに授乳・育児という負担が加わるので、分娩後一定期間内の女子には個人の状況に応じて通常時とは異なる配慮が行われることが望ましい。

特に、子宮脱垂の原因となるような著しく腹内圧を高める作業や母乳分泌に影響を与えるような著しく寒冷な場所における作業については就業を避けることが望ましく、また、代謝、循環系への影響が考えられる著しく暑熱な場所や異常気圧下での作業は好ましくないであろうと思われる。

振動工具の使用により分娩後の母体の回復及び母乳分泌にどのような影響があるかについては今後検討することが適当であろう。

5 有害物質のばく露による影響

一般に危険有害業務による妊娠等への影響について検討する場合、我が国においては危険有害業務に対する女子の就業が広く制限されているため、国内における調査研究の結果に基づいて検討することがほとんどできない。そこで、化学物質については、前記1の①～④の点に関し第8条第33号又はその関係通達により女子労働者の就業が禁止されている業務に係る化学物質の外女子に有害であるとの報告がある物質^④のうち、疫学調査、動物実験等に関する諸外国の文献^⑤が入手できたもの(19物質)について、その文献の精度、信頼性等を勘案して調査検討し通常の作業環境^⑥を前提として次のように分類した。

I群： ばく露と妊娠等への影響について因果関係が認められているもの……
……原則として妊産婦等に対し、一層の配慮が必要である。

II群： ばく露と妊娠等への影響について因果関係の有無が現時点では判断できないもの………今後の医学的知見の集積を待つべきものである。

III群： ばく露と妊娠等への影響について現在では因果関係がないと考えられるもの………男子と同様の取扱いで足りると考えられる。

その結果、付表1のとおり、妊婦に関しては鉛がⅠ群となった外はすべてⅡ群となり、産婦及び妊産婦以外の女子に関しては鉛がⅠ群、テトラクロルエチレンがⅢ群となった外はすべてⅡ群という結論が得られた。

6 結論及び今後の課題

以上の検討の結果をまとめると、付表2のとおりとなる。

危険有害業務の就業制限のあり方については、生産様式や作業方法の変化、新規化学物質の登場等の状況の変化や医学的知見の進歩等に応じて今後も随時検討が行われることが適当である。特に、今回の検討に当たり、文献が十分に入手できなかったために十分な検討ができなかった化学物質については引き続き、検討が行われることが望まれる。

(注)

- 1) 労働基準法研究会第2小委員会専門委員報告：医学的・専門的立場からみた女子の特質、昭和49年
- 2) Fritzen W. ほか：Zeitschrift des Ges. Hygiene 21巻11号、1975
- 3) 労働省婦人少年局：勤労婦人と妊娠・出産に関する調査、昭和49年
- 4) 労働基準法研究会第2小委員会専門委員報告（昭和49年10月及び Carl Zenz“ Developments in Occupational Medicine”（1980）において女子に有害であるとされている化学物質
- 5) 諸外国の文献等の調査は、Carl Zenz “Developments in Occupational Medicine” 等によった。
- 6) ここでは、通常の作業環境とは、労働安全衛生関係法令による局所排気装置の抑制濃度等が定められている場合には当該濃度で表された値を平均的な気中濃度とする作業環境と仮定した。また、同法令による局所排気装置の抑制濃度等が定められていないものについては、妊娠等への影響を指摘する文献があっても通常考えられない極端な高濃度のばく露を前提としたものであれば、現実の一般的な作業環境の下でも因果関係があるとは直ちには判断できないことから、今後の医学的知見の集積を待つべくⅡ群とした。

付表1 化学物質の規制の必要性について

化学物質名	規制の対象			安衛法関係法令による局所排気装置の抑制濃度等の定められているもの
	妊婦	産婦	妊産婦以外の女子	
鉛	I	I	I	○
水銀	II	II	II	○
アルキル水銀化合物	II	II	II	○
ベンゼン	II	II	II	○
二硫化炭素	II	II	II	○ (制御風速)
一酸化炭素	II	II	II	○
クロロホルム	II	II	II	○ (制御風速)
カドミウム	II	II	II	○
塩化ビニル	II	II	II	○
塩素化ビフェニル	II	II	II	○
カルバリル	II	II	II	—
クロロプレン	II	II	II	—
二臭化エチレン	II	II	II	—
エピクロロヒドリン	II	II	II	—
クロルデコン	II	II	II	—
ジェチルスティルベストロール	II	II	II	—
エチレンチオウレア	II	II	II	—
エチレンオキサイド	II	II	II	—
テトラクロルエチレン	II	III	III	○ (制御風速)

注) I、II、IIIは本文5に記述された群分類をいう。

付表2 現行の就業制限業務について

業 務	妊 婦	産褥期 間以降 の産婦	妊産婦 以外の 女子
(1) ボイラのふん火の業務その他ボイラの取扱の業務	×	△	○
(2) 溶接によるボイラの製造、改造又は修繕の業務	×	△	○
(3) 起重機の運転の業務（巻上能力5トン未満の起重機の運転の業務を除く。）	×	△	○
(4) 積載能力2トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベータ又は高さ15メートル以上のコンクリート用エレベータの運転の業務	○	○	○
(5) 直流にあっては750ボルトを、交流にあっては300ボルトをこえる電圧の充電電路又はその支持物の点検、修理又は操作の業務	○	○	○
(6) 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務	×	△	○
(7) 起重機の玉掛の業務（2人以上の者によって行う玉掛の業務における補助作業の業務を除く。）	×	△	○
(8) 動力による土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務	×	△	○
(9) 直径25センチメートル以上の丸のこ盤（横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤その他反ばつにより労働者が危害をうけるおそれのないものを除く。）又はのこ車の直径75センチメートル以上の帯のこ盤に木材を送給する業務	×	△	○
(10) 操車場構内における軌道車両の入替え、連結又は解放の業務	×	△	○
(11) 蒸気又は圧縮空気によるプレス機械又は鍛造機械を用いる金属加工の業務	×	△	○
(12) 動力によるプレス機械、シャー等を用いる厚さ8ミリメートル以上の鋼板加工の業務	×	△	○
(13) パイレン機を用いる鋳物の破壊の業務	×	△	○
(14) 手押しかな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務	○	○	○
(15) 岩石又は鉱物の破砕機に材料を送給する業務	×	△	○
(16) 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さ5メートル以上の地穴における業務	×	○	○
(17) 高さ5メートル以上の箇所で墜落により労働者が危害を受けおそれがあるところにおける業務	×	○	○
(18) 足場の組立、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く。）	×	△	○

業 務	産 婦	産褥期 間以降 の産婦	妊産婦 以外の 女子
(19) 直径35センチメートル以上の立木の伐採の業務	×	△	○
(20) 木馬道、修ら、管流等による木材の搬出の業務	×	△	○
(21) 鉛、水銀、クローム、ひ素、りん、ふっ素、塩素、青酸、 アニリンその他これらに準ずる有害なもののガス、蒸気又は粉 じんを発散する場所における業務	付表 1 参照		
(22) 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所におけ る業務	×	△	○
(23) 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所におけ る業務	×	△	○
(24) 異常気圧下における業務	×	△	○
(25) さく岩機、びよう打機等の使用によって身体に著しい振動を 受ける業務	×	—	○
(26) 重量物を取り扱う業務	×	×	×

注)

○印； 女子のみの特別の保護の不要なもの

△印； 個人の状況に応じ女子のみの特別の保護が適当なもの

×印； 女子のみの特別の保護が必要なもの

—印； なお検討を要するもの